

佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

佐賀県人事委員会委員長 大 西 憲 治

佐賀県人事委員会規則第11号

佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和60年佐賀県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(復職時等における号給の調整)</p> <p>第43条 休職にされた職員が復職し、派遣職員若しくは大学院修学休業(教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第26条第1項に規定する大学院修学休業をいう。以下同じ。)をした職員が職務に復帰し、又は休暇のため引き続き勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、休職期間、派遣期間、大学院修学休業の期間又は休暇の期間(以下「休職等の期間」という。)を別表第29に定める休職期間等換算表に定めるところにより換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、復職し、職務に復帰し、若しくは再び勤務するに至った日(以下「復職等の日」という。)から復職等の日後における最初の昇給日の前日までのいずれかの日及び当該昇給日又はこれらのいずれかの日に人事委員会の定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p> <p>2 略</p> <p>別表第1(第3条関係)</p> <p>行政職給料表級別基準職務表</p>	<p>(復職時等における号給の調整)</p> <p>第43条 休職にされ、若しくは地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。)第55条の2第1項ただし書に規定する許可(以下「専従許可」という。)を受けた職員が復職し、派遣職員若しくは大学院修学休業(教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第26条第1項に規定する大学院修学休業をいう。以下同じ。)をした職員が職務に復帰し、又は休暇のため引き続き勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、休職期間、派遣期間、大学院修学休業の期間又は休暇の期間(以下「休職等の期間」という。)を別表第29に定める休職期間等換算表に定めるところにより換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、復職し、職務に復帰し、若しくは再び勤務するに至った日(以下「復職等の日」という。)から復職等の日後における最初の昇給日の前日までのいずれかの日及び当該昇給日又はこれらのいずれかの日に人事委員会の定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p> <p>2 略</p> <p>別表第1(第3条関係)</p> <p>行政職給料表級別基準職務表</p>

改正前				改正後			
職務の級	部局		職務	職務の級	部局		職務
略				略			
8級	知事	本庁	略 事務局長の職務	8級	知事	本庁	略 労働委員会の事務局長の職務
		略				略	
	議会	略		議会	略		
	略			人事委員会	事務局	事務局長の職務	
略				略			
9級	略			9級	略		
	監査委員・人事委員会	略			監査委員	略	
	略				略		
備考 略				備考 略			
別表第4（第3条関係）				別表第4（第3条関係）			
医療職給料表（一）級別基準職務表				医療職給料表（一）級別基準職務表			
職務の級	部局		職務	職務の級	部局		職務
略				略			
4級	知事	本庁	理事の職務 医療統括監の職務	4級	知事	本庁	理事の職務 医療統括監の職務

改正前				改正後			
			歯科医療総括監の職務 特に困難な業務を処理する技術監の職務				特に困難な業務を処理する技術監の職務
		略				略	
別表第29（第43条関係）				別表第29（第43条関係）			
休職期間等換算表				休職期間等換算表			
休職等の期間		換算率		休職等の期間		換算率	
地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第28条第2項第1号の規定による休職（公務上の負傷若しくは疾病又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による負傷若しくは疾病に係るものに限る。）又は公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に係る休暇の期間		3 / 3 以下		地公法第28条第2項第1号の規定による休職（公務上の負傷若しくは疾病又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による負傷若しくは疾病に係るものに限る。）又は公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に係る休暇の期間		3 / 3 以下	
略				略			
職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年佐賀県条例第18号）第24条（佐賀県市町立学校県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和31年佐賀県条例第51号）第2条においてその例によることとされている場合を含む。）に規定する介護休暇の期間				職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年佐賀県条例第18号）第24条（佐賀県市町立学校県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和31年佐賀県条例第51号）第2条においてその例によることとされている場合を含む。）に規定する介護休暇の期間			
地公法第28条第2項第1号の規定による休職（公務上の負傷若しくは疾病又は通勤によ		1 / 3 以下（結核性疾患によるも		専従許可の有効期間		2 / 3 以下	
地公法第28条第2項第1号の規定による休職（公務上の負傷若しくは疾病又は通勤によ		1 / 3 以下（結核性疾患によるも		地公法第28条第2項第1号の規定による休職（公務上の負傷若しくは疾病又は通勤によ		1 / 3 以下（結核性疾患によるも	

改正前		改正後	
る負傷若しくは疾病に係るものを除く。)又は公務外の負傷若しくは疾病による休暇(通勤による負傷若しくは疾病に係るものを除く。)の期間	のである場合にあっては、1/2以下)	る負傷若しくは疾病に係るものを除く。)又は公務外の負傷若しくは疾病による休暇(通勤による負傷若しくは疾病に係るものを除く。)の期間	のである場合にあっては、1/2以下)
略		略	

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。